

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第9号

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(非常勤講師の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の第1号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を1日当たりの費用弁償の額とし、その額に現に勤務した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる第1号会計年度任用職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離を考慮して、<u>1,919円</u>の範囲内において教育長が定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> | <p>(非常勤講師の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の第1号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を1日当たりの費用弁償の額とし、その額に現に勤務した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる第1号会計年度任用職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離を考慮して、<u>2,476円</u>の範囲内において教育長が定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。